

八戸市復興推進計画

平成 29 年 1 月 17 日
青 森 県 八 戸 市

1. 計画の区域

八戸市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日、東日本を襲ったマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震により、本市は人的被害や住家被害に加え、港湾・漁港・道路等の各種インフラ施設や公共施設などに大きな被害を受け、被害額は約 1,212 億円にのぼった。中でも、地域産業においては臨海工業地帯及び漁港地区を中心に工業施設、機械設備などに大きな被害が発生し、その被害額は、約 749 億円に及んでいる。

かかる状況下、本市経済の一刻も早い復興を図るため、本市の中核的産業を担う立地企業の商品供給体制の強化に向けた投資を支援することを通じて、地域経済の活力の再生を推進し、本市の中核的産業を担う立地企業の体質を強化するとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の促進を図ることを当該計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

雇用機会の創出を図ると共に、安定した雇用の確保を促進するため、本市の中核的産業である飲食料品小売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社ユニバース（以下「対象事業者」という）が、本市北インター工業団地において惣菜センターを建設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の飲食料品小売業は、本市の卸売業、小売業において従業者数で第 2 位の中核的産業である。また、対象となる事業は本市の飲食料品小売業の従業員数の約 18.8% を占める事業者が実施するものであり、180 名を新規雇用する予定である。

このように、対象事業者が実施する事業は、計画の目標にある「地域経済の活力の再

生を推進し、本市の中核的産業を担う立地企業の体質を強化するとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の促進を図る」ために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社みずほ銀行

株式会社みちのく銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社青森銀行

株式会社岩手銀行

株式会社北日本銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

単身世帯の増加、個食化の進行等の社会情勢の変化に伴い、食品スーパーマーケット業界において、惣菜商品のニーズは年々増加している。対象事業者は今後の多様なニーズに対応するため、本市北インター工業団地にて惣菜センターを建設し、人員を集約化し、集中的に製造することで商品供給体制の強化を図るものである。これにより、本市に集積する飲食料品小売業の中でも地域産業の核としての重要性が増すことが期待されるとともに本市における雇用が創出される。

これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大いに寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、青森県の意見を聴取した。

また、本市、各金融機関、対象事業者を構成員とする八戸市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。